

○宮代町児童福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 29 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 8 条第 3 項の規定により、宮代町児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童福祉に関し町長の諮問に応じること。
- (2) 法第 24 条第 3 項の規定に基づく保育所入所選考に関すること。
- (3) 法第 35 条第 4 項の認可を受けていない無認可保育所の指導及び監督に関すること。
- (4) その他児童福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、児童福祉に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して 6 年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において公開することが適当でないとき、この限りでない。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 25 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。